

畜 第 7 1 3 号  
令和 4 年 12 月 5 日

一般社団法人岩手県畜産協会会長理事  
一般社団法人岩手県獣医師会長  
岩手県農業共済組合組合長理事  
岩手県動物薬品器材協会会長  
一般社団法人岩手県配合飼料価格安定基金協会理事長  
公益社団法人岩手県農畜産物価格安定基金協会会長理事

} 様

岩手県知事 達増 拓也

家畜伝染病のまん延防止のための指定の廃止について

宮城県における高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う、家畜伝染病のまん延防止のための下記指定について、別紙のとおり告示し、廃止しましたので、お知らせします。

記

- 1 令和 4 年岩手県告示第 645 号の 2
- 2 令和 4 年岩手県告示第 645 号の 3



【農林水産部畜産課振興・衛生担当 山岸竜馬（電話 019-629-5729）】

岩手県告示第659号の2

家畜伝染病のまん延防止のための家畜、県内の区域等の指定（令和4年岩手県告示第645号の2）は、廃止する。

令和4年12月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県告示第659号の3

家畜伝染病のまん延防止のための家畜及び催物を制限する区域の指定（令和4年岩手県告示第645号の3）は、廃止する。

令和4年12月5日

岩手県知事 達 増 拓 也